

大府市告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について大府市に対し、意見書を提出することができる。

令和7年6月2日

大府市長 岡村 秀人

都市計画の種類及び名称

知多都市計画大府木の山西部工業地区計画の変更（大府市決定）

都市計画を定める土地の区域

大府市共和町兒子廻間の一部 約13.1ha

縦覧場所

大府市役所 都市整備部 都市政策課

縦覧期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月16日（月）まで

ただし、閉庁日は除く

午前8時30分から午後5時15分まで（水曜日は午後7時15分まで）